

認定こども園 きじの里 重要事項説明書

当事業所は浜松市から認可を受けています。

当施設の概要や提供サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

目次

- 1.施設の目的及び運営の方針
- 2.教育・保育の内容
- 3.職員の職種、員数及び職務の内容
- 4.教育・保育を行う日及び時間等
- 5.利用料等
- 6.利用定員
- 7.利用開始及び終了に関する事項
- 8.緊急時における対応方法及び非常災害対策
- 9.要望・相談の受付
- 10.保険に関する事
- 11.守秘義務及び個人情報取扱いに関する事項
- 12.利用にあたっての留意事項

1. 施設の目的及び運営の方針

1) 施設の概要

名称：認定こども園 きじの里

所在地：静岡県浜松市浜名区染地台五丁目 4 番 3 号

2) 目的

認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

3) 運営方針

法人理念

- ・生き甲斐と潤いのある生活環境
- ・敬愛の心で接する
- ・地域に根ざした福祉施設

こども園理念

- ・子どもの無限の可能性を伸ばす環境づくり
- ・地域で子育ての力を共に築ける施設
- ・お年寄りとの交流で温かな心を育む

2.教育・保育の内容

- ・「できた」という達成感を自信につなげ、次に興味を持たせる
- ・さまざまな世界の人々、世代と共に生きることができる子
- ・一人ひとりの成長にあった教育・保育をする
- ・あいさつ、返事のできる子

3.職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務内容	員数
園長	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。	1 人
主幹保育教諭	園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。	2 人
保育教諭	教育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。	30 人
学校医 (嘱託)	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。 最上 秀夫（もがみ内科クリニック）	1 人
学校歯科医 (嘱託)	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。 前嶋 貴臣（まえじま歯科医院）	1 人
学校薬剤師 (嘱託)	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。 宮城島 千代（有玉あきは薬局）	1 人
事務員	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。	2 人
管理栄養士	園児の栄養管理を行うとともに、保護者への栄養等に関する相談・指導を行う。	3 人
調理員 (委託業務)	栄養士の立てた献立をもとに調理をする。	11 人

4.教育・保育を行う日及び時間等

1) 開所時間

平日：午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分

土曜：午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分

2) 教育標準時間認定に係る教育時間

平日：午前 10 時 00 分～午後 2 時 00 分までとする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、園長が判断し、午前 7 時 00 分～午前 9 時 00 分まで、または午後 3 時 00 分～午後 7 時 00 分までの範囲内で、時間外の延長保育を提供する。

3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

平日：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

土曜：午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8 時間）の間に延長保育を提供する。

4) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が教育・保育を必要とする時間とする。

平日：午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分

土曜：午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分

ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（11 時間）の間に延長保育を提供する。

5) 休園日

日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

5.保育料等

1) 保育料

利用乳幼児の年齢・ご家族の収入、認定に応じて市が決定し、園が徴収します。
料金については、市の担当窓口でご確認ください。1号認定・2号認定は無償。

2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費 主食費 副食費	主食費を負担する費用（1号認定・2号認定）	月額 800 円
	副食費を負担する費用（1号認定） おやつ代別途1回100円	月額 4,000 円
	（2号認定） おやつ代を含む	月額 5,000 円
教育にかかる費用 （絵本代を含む）	教育を実施するうえで必要な園児本人の教材を購入するため（月刊絵本代を含む）	月額 1,500 円
保険加入費	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入のため	年額 210 円
延長保育料 （2号認定・3号認定）	標準時間保育認定 午後6時00分から午後7時00分 短時間保育認定 午前7時00分から午前8時30分 午後4時30分から午後7時00分 *午後7時00分を過ぎた場合は、右記の金額の倍の利用料が発生致します。	3号認定 250円／30分 2号認定 200円／30分
預かり保育 （1号認定）	午前7時00分から午前9時00分 午後3時00分から午後6時00分 午後6時00分から午後7時00分	100円／30分 100円／30分 200円／30分

*主食費・副食費は保育料に準じた取り扱いとし、月のうち1回でも飲食があれば徴収。

*長期欠席等で、月のうち1回も飲食が無い場合は、当月分の食費を保護者へ返金。

*別途、行事等で必要な費用については、その都度徴収させていただきます。

*新2号の預かり保育料については、市から施設に対して法定代理により支給されます。

3) 支払い方法

保育料等の納付に関しては当月分の保育料、前月に利用した延長保育等の利用料を合算し、毎月20日に振替処理が実行され20日が休業日の場合は、翌営業日に振替処理が実行となります。やむを得ず、支払いができない場合は相談に応じます。

6.利用定員

(4月1日の前日時点の年齢) 136人

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定	—	—	—	2人	2人	2人
2号認定	—	—	—	25人	25人	25人
3号認定	9人	22人	24人	—	—	—

7.利用開始及び終了に関する事項

1) 利用開始

①1号認定

市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じ、利用契約を行う。

(1)利用定員に空きがない場合。

(2)利用定員を上回る利用の申込があった場合。

(3)当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。

利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1)兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2)緊急で必要に応じ、園長が認めた者は、前号の次に優先して入園させる。

(3)その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。

②2号認定・3号認定

市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

当園の利用にあたり重要事項説明書により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用契約を結ぶ。

2) 終了に関する事

①1号認定

退園又は休園しようとする幼稚園の子どもは、保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

②2号認定・3号認定

次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

- (2)保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

8.緊急時における対応方法及び非常災害対策 別表 1

9.要望・相談の受付

- 1) 担当
主幹保育教諭またはそれに類する者
- 2) 受付方法 意見箱又は口頭

10.保険に関する事・・・保育中の怪我の場合、医療費の一部が補償されます。これは入園と同時に全員加入していただきます。

加入保険の種類

- ① 総合保険、賠償責任保険（日本スポーツ振興センター）
 - ・加入保険の内容 対物障害、管理財物、対人見舞い等
- ② 災害共済
 - ・加入保険の内容 医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等

11.守秘義務及び個人情報取扱いに関する事項 ・ 個人情報使用同意書（別表 2）

個人情報とは、当園が定める個人情報に関する基本方針に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

個人情報の提供

- ①幼保連携型こども園 園児指導要録を送付するとき
小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（幼保連携型こども園園児指導要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。
- ②関係機関への情報提供
病院その他、関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。
- ③保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき
保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

12.利用にあたっての留意事項

この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、相互協議のもと定めるものとする。

別表 1・1

悪天候（台風・集中豪雨等）時の園児受け入れについて

1.悪天候時に備えて

地域の状況に踏まえた、大雨洪水暴風警報等の発令下における具体的な行動基準を以下のように定め、悪天候時における利用者の受け入れ方等について明確にする。

2. 悪天候時の園児の受け入れについて

- ① こども園に被害もしくはその恐れがなく安全に園児を受け入れる事ができる場合において、以下の通りの対応とする。
- ② 悪天候時の園児の受け入れは、原則として入所園児とする。

3. 悪天候時の園の対応について

- ① 悪天候時においても、園の建物・設備の安全が確保されると園長が判断する場合は、施設長に報告のうえ、通常同様の保育体制をとり、園児の受け入れを行う。
- ② 登園・降園の時間については、保護者・地域の状況をふまえ、通常の保育時間を短縮または延長する等、柔軟な対応をとることとする。
- ③ 「園児が安全に登園・降園できる」かの判断については、保護者の裁量によることとする。
- ④ 以下の場合は、休園とする。（休園指示及び連絡）
 - ・園が被害（浸水等）を受け、または被害を受けると予想されることにより、園児の受け入れに危険があると、市と協議のうえ判断した場合。
 - ・「休園」と判断した場合は、次の措置を講じることとする。
 - 1) 「休園」は当日午前 6 時 30 分までに指示する。
 - 2) 「休園決定」が出た場合は、一斉メール・連絡網等により、各保護者に午前 7 時 までに伝達完了することとする。
 - 3) 園長及び主観保育教諭は、速やかに被害状況を確認、施設長に報告することとする。
- ⑤ 1)、2)、3) の事項について、事前に保護者に周知徹底し、特別のここのない限り、園へ電話をかけることのないように指示し、電話回線を確保しておくこととする。

別表 1-2

保育中におけるトラブルによる「事故・けが」の対応について
保護者の皆様方の様々なお考えがあるかと思いますが、当こども園といたしまして、
下記のと通りの対応をさせていただきます。ご理解の程よろしく願いいたします。

記

・保育中に発生した「事故・けが」の保護者の皆様への連絡・報告について

1. 「事故・けが」が発生した場合、園長・主観保育教諭または関連する職員より事故の発生状況、けがの状況等を報告させていただきます。

また、けがの様子により、保護者の方に医師への受診の了承・確認をさせていただきます場合があります。

2. 「かみつき」や「友だち同士のけんか」等、園児同士のトラブルによる、「事故・けが」については、下記の理由で相手の園児名は報告しない対応をさせていただきます。

- (1) 園としましても「事故・けが」のないように全職員で日々の保育において、未然に防ぐ対応はしておりますが、自分の意思を言葉でうまく伝えられない乳児及び幼児同士において「かみつき」や「けんか」が発生することがあります。

しかし、「園児自身は、相手に故意にけがを負わせた」のではなく、未然に防ぐことの出来なかった「こども園の責任」と考え、相手の園児名は基本的不お知らせしないことにします。

- (2) 「事故・けが」について、こども園を離れた場で、保護者の方同士のトラブルに発展する可能性（謝罪の有無、個人的な慰謝料等）もあるため、「こども園側での解決」の対応をさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

ご意見・ご質問等ありましたら「認定こども園きじの里」までご連絡ください。

お問合せ先：社会福祉法人峰栄会 認定こども園きじの里

TEL：053-585-3375（こども園）

FAX：053-585-3390（代 表）

別表 1-3

苦情に関すること

峰栄会では、利用者の安全と権利を保護し、当法人におけるサービスの向上を目指して、当会が行う諸活動に被るリスクを明らかにし、予防し、損害を最小限にとどめるべくリスクマネジメント対応の検討を開始する。主に苦情、事故、ヒヤリハットを3大リスクととらえ、法人全体で検討を重ね取り組んでいく。当園でも子ども、保護者に関わるこの3つのリスクを、法人のリスク対応に積極的に取り組み、予防、防止の処理を行うことで、安心かつ安全にご利用いただく機会を保障する。

① 苦情対応に関すること

保護者・地域の方・職員等からの要望、意見、不満を広く「苦情」と捉え、申立者の要望に迅速かつ適切に対応し、業務改善・サービス改善につなげる。園には、苦情解決責任者・苦情受付担当者を配置し、苦情受付、苦情対応等の体制の明確化を行なう。

苦情解決責任者：鈴木 桃代

受付時間：午前7時00分～午後6時00分

電話番号：053-585-3375

F A X：053-585-3390（代表）

② 事故対応に関すること

起きてしまった怪我、事故について、被害拡大を防止すべく迅速な対応と是正処置を行う。子どもたちの成長過程において、怪我・事故は避けられないものであるが、子どもたち・保護者にとって安心した生活環境を整えるために、怪我・事故に対しそれぞれ原因の追究をすることで、日々サービス提供のあり方を検討する。（事故検討委員会の設置）

③ ヒヤリハット対応に関すること

日常業務において、職員が「ヒヤリ」・「ハッ」とした事項には、大きな危険・被害・損害の可能性が潜んでいるため、職員の危機感受度を高め、予防処置を行なうことで、未然に事故を防ぐことができるよう、対応を行なう。当職員の意識付けに加え、他職員への予防効果にも期待をされる。

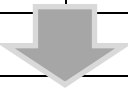
別表 1-4

緊急連絡通報系統図

認定こども園きじの里
053-585-3375
① 児童の事故
② 食中毒・感染症 集団発症の場合保健所へ連絡
③ 不審者侵入
④ 自然災害（台風等の注意報・警報発令・被害箇所の応急対応策等）
⑤ 非常災害
⑥ 虐待等、その他児童の危機に関すること
【発生】報告
⇒園長
【通報】
施設・児童の状況及び対応（処置）の方法等



保護者	浜名区役所	社会福祉法人峰栄会	公共機関
関係児童	社会福祉課	さぎの宮寮	警察署（110）
	(053) 585-1121	(053) 434-5710	消防署（119）
			保健所
	担当	園長	医療機関（園医等）
	↓		総合警備
	所管課長	↓	（自動通報）
各園連絡網	↓		※逆信対応
	福祉事務所長	理事長	
	↓		
	区長		



浜松市役所 こども家庭部 幼保支援課
(053) 457-2827